

平成28年度から

軽自動車税の税率が改正されました

地方税法の改正に伴い、平成28年4月1日から、軽自動車税の税率が変更になりました。

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 134 ・ FAX(43) 1125

■ 原動機付自転車、二輪車など

車種		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc 以下(ミニカーを除く)	1,000 円	2,000 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
軽二輪	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
小型二輪	250cc 超	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	1,600 円	2,400 円
	そのほか	4,700 円	5,900 円

■ 四輪以上、三輪の軽自動車

新車新規検査を受けた日より、下記表の①②③のいずれかの税率が適用されます。

車種			税率(年額)		
			新車新規検査を受けた年月または年 (自動車検査証の「初度検査年月または年」)		
			①平成27年 3月31日以前	②平成27年 4月1日以後	③13年経過 (重課税率)
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※③の対象は、新規検査日が平成14年以前の車両です。電気軽自動車、天然ガス軽自動車などは対象外です。

■ グリーン化特例(軽課)

平成27年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車のうち、一定の環境性能を有する車両について、取得した翌年度分に限り軽自動車税が軽減されます。

車種			税率(年額)		
			(ア)75%軽減	(イ)50%軽減	(ウ)25%軽減
三輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円

(ア)電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス規制 N0x10%以上低減達成車)

(イ)乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※各燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

■ 軽自動車税の減免申請は5月31日まで(毎年度申請が必要です)

身体や精神に障がいのある人が所有し、通院、通学、通所などに使用する場合、減免対象となります。なお、平成27年度の申請者には、納税通知書とは別に申請書を郵送しています。

※自動車税(県税)の減免を受けている人は対象外です。

※家族所有の軽自動車税も減免対象となる場合があります。

※障がいの内容によっては減免できない場合もあります。

持ち物

- ①身体障害者手帳、療育手帳、戦病者手帳または精神障害者保健福祉手帳
 ②運転免許証 ③自動車検査証
 ④印鑑 ⑤納付前の納税通知書

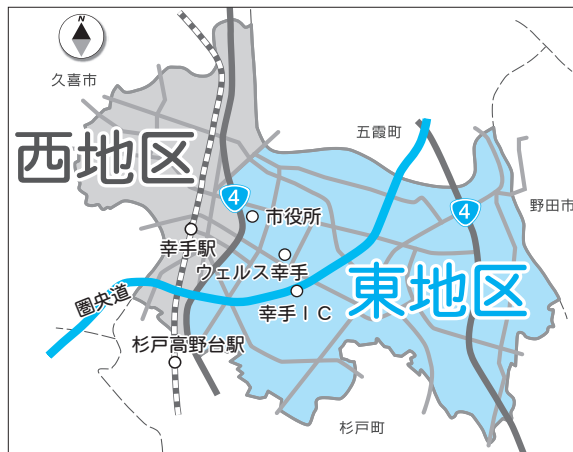
フォークリフトの登録をお願いします

乗用装置を有するフォークリフトなどは、道路での運行に使用しないものも課税対象です。ナンバー登録をお願いします。

水道メーターの交換

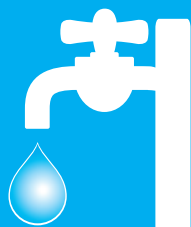
水道メーターは、計量法の規定により8年間で交換が必要です。平成28年度交換対象となるご家庭にはお知らせを配布後、指定給水装置工事事業者が作業を実施します。費用は市が負担します。

立会いは不要ですが、敷地内での作業となりますので、留守の場合はあらかじめご了承ください。※作業員は、市発行の身分証明書（有印）を必ず携帯しています。



▼交換期間

- 東地区 1回目／5月下旬～6月中旬
2回目／7月下旬～8月中旬
3回目／11月下旬～12月中旬
- 西地区 1回目／6月下旬～7月中旬
2回目／10月下旬～11月中旬
- 市内全域（口径25mm以上）
／8月中旬～平成29年3月下旬



水道管理課からのお知らせ

水道配水管の清掃

下記の日程で水道配水管の清掃を行います。清掃時間は午後11時30分から翌午前5時ごろまでです。

※清掃作業中は、水の出が悪くなり濁り水が出る場合がありますので、ご注意ください。

5月11日(水)～12日(木)	惣新田、中野、下吉羽、西関宿、木立、長間、北1・2丁目、西1・2丁目、千塚、松石、外国府間
5月12日(木)～13日(金)	北3丁目、上吉羽、見立団地、戸島、権現堂、中川崎、下川崎、中5丁目
5月18日(水)～19日(木)	香日向1・2丁目
5月19日(木)～20日(金)	香日向3・4丁目
5月25日(水)～26日(木)	東1～5丁目、緑台1・2丁目、上高野1丁目、中1・2丁目、南1～3丁目、上高野
6月1日(水)～2日(木)	幸手団地

問合せ 水道管理課 ☎(48) 0050・FAX(48) 0120

図書館に行ってみよう

図書館では、毎月子どもと保護者を対象としたお話し会を開催しています。また、図書館資料を活用した講座も開催していますので、ぜひ、ご参加ください。

問合せ 図書館 ☎(42) 0169・FAX(44) 0536

昭和のあの時を 調べてみよう

とき 5月22日(日)、6月12日(日)、26日(日)、7月10日(日) 午前10時30分～正午(全4回)

ところ 図書館視聴覚室

内容 大人のための調べもの講座として、古い新聞から興味のあるテーマを探究

対象 高校生以上の人(全4回に参加できる人)

申込み 5月6日(金)から

おはなし会

ところ 図書館視聴覚室

▼ひとつぶおはなし会
とき 毎週土曜日午後2時から

内容 おはなし「くわすにようぼう」など

対象 5歳児・小学生

▼おはなしの森

とき 5月11日(水)・25日

(水) 午前10時30分から(毎月第2・第4水曜日)
内容 絵本「こやきがめえめえ」、「まるくておいしいよ」

対象 0歳・小学校就学前の幼児と保護者

▼なでしこサロン

とき 5月19日(木) 午前10時30分から(毎月第3木曜日)

内容 絵本、手遊び、おしゃべり

※家庭教育アドバイザーによる子育て相談もお受けしています。

対象 0歳・小学校就学前の幼児と保護者

※各おはなし会では、ボランティア会員を募集中です。

▼香日向おはなし会

とき 5月22日(日) 午前11時から

ところ 図書館香日向分館

内容 図書館スタッフによる絵本の読み聞かせ

対象 4歳以上の児と保護者